

2015年
10月1日施行

標準報酬制について (資格取得時決定)

標準報酬制では、組合員が受ける報酬月額(基本給及び諸手当)を標準報酬等級表に当てはめて、掛金の算定基礎となる標準報酬の等級及び月額を決定又は改定します。

標準報酬の等級及び月額は、次の4つのパターンで決定又は改定します。

- ①**資格取得時決定** 組合員の資格を取得したときに決定します。
- ②**定時決定** 毎年4月から6月の報酬月額の平均をもとに見直しを行い決定します。
- ③**随時改定** 昇給等により著しく報酬月額が変動したときに改定します。
- ④**育児休業等終了時改定・産前産後終了時改定** 復職後、報酬が下がったときに本人からの申し出により改定します。

資格取得時決定

今月号では、資格取得時決定について説明します。

組合員が資格を取得したときは、資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬の等級及び月額を決定します。資格を取得した日現在の報酬とは、月の中途に採用された場合であってもその者が月の初日に資格を取得したとしたならば受けるべき報酬とされています。標準報酬月額は、この報酬の額を標準報酬等級表にあてはめて算定します。



【例】4月1日に組合員の資格を取得

基本給 174,200
 +) 通勤手当 10,000 (半年分定期代60,000円 × $\frac{1}{6}$)
 報酬月額 **184,200**

【標準報酬等級表】

標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬			報酬月額 (円以上～円未満)
等級		月額 (円)	
短期等	厚生年金、退職等年金		
1	1	下限 98,000	～ 101,000
2	2	104,000	101,000 ～ 107,000
3	3	110,000	107,000 ～ 114,000
4	4	118,000	114,000 ～ 122,000
5	5	126,000	122,000 ～ 130,000
6	6	134,000	130,000 ～ 138,000
7	7	142,000	138,000 ～ 146,000
8	8	150,000	146,000 ～ 155,000
9	9	160,000	155,000 ～ 165,000
10	10	170,000	165,000 ～ 175,000
11	11	180,000	175,000 ～ 185,000
12	12	190,000	185,000 ～ 195,000
13	13	200,000	
28	28	560,000	
29	29	590,000	575,000 ～ 605,000
30	30	年金上限 620,000	605,000 ～ 635,000
31		650,000	635,000 ～ 665,000
32		680,000	665,000 ～ 695,000
33		710,000	695,000 ～ 730,000
34		750,000	730,000 ～ 770,000
35		790,000	770,000 ～ 810,000
36		830,000	810,000 ～ 855,000
37		880,000	855,000 ～ 905,000
38		930,000	905,000 ～ 955,000
39		980,000	955,000 ～ 1,005,000
40		1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000
41		1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000
42		1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000
43		短期上限 1,210,000	1,175,000 ～

この180,000円が決定額となり、この金額に掛金率をかけて掛金を計算することとなります。

■ 資格取得時決定による標準報酬の月額の有効期間

資格取得時決定により決定された標準報酬月額には、有効期間があります。

1月1日から5月31日までの間に決定された標準報酬月額は、その年の8月31日まで有効になり、6月1日から12月31日までの間に決定された標準報酬月額は、翌年の8月31日まで有効になります。

当年												翌年							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
○																			
	○																		
		○																	
			○																
				○															
					○														
						○													
							○												
								○											
									○										
										○									
											○								
												○							

○：資格取得月

4月1日に資格取得時決定した標準報酬の月額は、その年の8月まで有効となります。9月からは定時決定により見直しを行い、決定します。

「定時決定」、「随時改定」、「育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定」については次号以降で説明します。

<お問合せ先> 総務課 TEL 082-545-8222